

令和4年3月25日

裁判所共済組合員 各位

裁判所共済組合本部

今後の裁判所共済組合について（お知らせ）

裁判所共済組合では、令和5年4月に、最高裁、東京及び横浜（以下「最高裁等」という。）の各支部を本部に統合することになりましたので、お知らせします。

この統合により、本部に所属することになる組合員は、照会先が本部になる等、共済組合サービスの利用方法等が一部変更になる予定であり、その点を含めた今後の裁判所共済組合に関する概要は別添の「今後の裁判所共済組合について」及び「今後の裁判所共済組合に関するQ&A」のとおりです。

なお、統合後の具体的なサービスの利用方法等については、改めてお知らせします。

おって、最高裁等以外の支部についても、段階的に本部に統合することを検討中です。今後更に検討を進め、統合を実施することにした場合は、改めて詳細についてお知らせします。

今後の裁判所共済組合について

現在

【組織】

最高裁に本部が、最高裁、高裁及び地裁に51の支部がある。

【組合員の手続関係】

- 1 共済支部を異にする異動のたびに、例えば次の手続が必要になる。
 - ① 被扶養者申告書、申述書及び証拠書類の提出
 - ② 新所属支部発行の組合員証の受領及び旧所属支部発行の組合員証の返還（本人分と被扶養者分）
 - ③ 児童手当の認定請求書の提出
- 2 共済手続の相談は、所属の共済支部に対して行う。



令和5年4月以降

最高裁、東京高地家裁及び横浜地家裁の組合員

【組織】

最高裁、東京及び横浜の各支部を本部に統合する。
※ 東京支部は、準備のために、令和5年2月頃に最高裁庁舎に移転する。
※ 統合に伴い、最高裁、東京及び横浜各支部の共済組合係はなくなる。

【組合員の手続関係】

- 1 最高裁、東京高地家裁及び横浜地家裁間で異動があっても、「現在」の「組合員の手続関係」の1の手続をとる必要がない。
- 2 共済手続の相談は、共済本部に対して行う。

その他の組合員

【組織】

東京及び横浜以外の高裁及び地裁（高裁所在地にある地裁を除く。）に48の支部がある。
※ これらの支部について、次の統合案を検討中
・令和6年4月 東京高裁管内の残りの支部を本部に統合
・令和7年4月以降数年内 各高裁管内の支部を順次本部に統合

【組合員の手続関係】

「現在」の「組合員の手続関係」と同じ。